

提 言 (第17回)

特別職の非常勤・行政委員の「月額報酬」の見直しを!!

4/27、大阪高裁は、大津地裁に続いて、「非常勤の行政委員の報酬」について、「月額支給は違法(選管委員長除く)」との判断を下しました。

このことについては、地方自治法・203条2で「その勤務日数に応じてこれを支給する」としています。しかし、「条例で特別の定めをした場合はこの限りでない」との但し書きを理由として、これまで多くの自治体で「月額」の支給がなされてきています。

しかし、法の趣旨は「勤務日数に応じた支給を前提」としており「日額」であることが原則であることは明白です。そのため、大津地裁は平成21年1月、この原則規定を挙げ、「勤務実態が常勤職員と変わらない場合のみ」と指摘し県条例を違法としました。これを受け、少なくとも9道県が報酬の在り方を見直しており、例えば、静岡県では、全ての委員会の委員報酬を「日額制に変更」しました。

本市の平成22年度の税収の落ち込みは大きく、対21年比で個人市民税8.2%(15.8億円)、法人市民税40.1%(12.4億円)もの減収が見込まれ、そのために、「臨時財政対策債」という借金を限度一杯45億円発行せざるを得ない状況に追い込まれています。このような厳しい財政状況の中にありながら、法の趣旨に沿わない規定を漫然と続けていくとしたら、「行政の不作为」と言わざるを得ません。

本来、勤務実態に応じた給付であるべきであり、本市も「法」並びに「大阪高裁判決」の趣旨を踏まえ、「月額報酬」の対象としている委員の職務実態(月に数回で、且つ、ほとんどの会議(勤務)が2～3時間で終了している現状)を精査し、速やかに「日額制」へ是正されるとともに「金額の見直し」を行うことを提言いたします。

非常勤・行政委員の報酬(月額)・会議数等 一覧(数値は、平成20年度)

監査委員 → 4名の委員のうち、3名が非常勤委員で、うち、1名は110、500円、2名(市会議員)は46、000円(議員報酬とは別)

(平均会議回数は月3.66回) 注→1名は代表監査委員で常勤。

教育委員 → 5名の委員のうち、委員長は54、000円、3名は45、500円。

(平均会議回数は月1.16回) 注→1名は教育長で常勤。

選挙管理委員会 → 4名のうち、委員長は35、700円、3名は28、500円

(平均会議回数は月1.08回)

農業委員会 → 22名の委員のうち、会長は34、200、副会長は28、500円、20名は24、300円。(平均会議回数は1.08回)

因みに、市役所の窓口等で、市民と接している「臨時職員」(一般事務)の時給は840円で、いわゆる、官制「ワーキングプア」となっています。